

J A F 認定 E モータースポーツイベント開催ガイドライン

下線部：追加および改定箇所

1 はじめに

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とする E スポーツ（以下「E モータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、E モータースポーツイベントならびにイベント結果の認定を行います。本ガイドラインは J A F 認定 E モータースポーツイベントを開催するうえで主催者（以下「オーガナイザー」という）が準備すべき内容を示すことを目的としています。

2 開催資格

J A F 認定 E モータースポーツイベントの開催は、J A F（本部および地方本支部）ならびに以下のクラブと団体となります（国内競技規則 3－2）。

- 1) 公認クラブ
- 2) 加盟クラブ
- 3) 準加盟クラブ
- 4) 公認団体
- 5) 加盟団体
- 6) 特別団体

クラブおよび団体の種別、登録するための手続き等の詳細は、以下を確認してください。

- ・ J A F 国内競技規則 細則 自動車競技の組織に関する規定

参考：<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

3 開催の申請

オーガナイザーは、イベント開催の1ヶ月前までに、所定の申請方法によりイベント概要資料等と申請料を付して申請し、申請内容の承認を受ける必要があります。なお、申請料は5, 100円（税込）とし、申請は J A F モータースポーツホームページ（以下参照）掲載の書式を用いてください。

掲載場所：

<https://motorsports.jaf.or.jp/license/application/club>

提出されたイベントについては可能な限り J A F モータースポーツ公式サイトおよび SNS に掲載し、広報支援を行います。

4 イベントの名称およびJAFロゴマークの使用

JAF国内競技規則、細則 自動車競技の組織に関する規定 第3条1. 競技会の呼称に記載の通りとします。

参考：<https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/information/internal>

また、イベントの名称には「JAF認定」の文言を使用することとし、JAF指定のロゴマークを使用可能とします。

5 競技結果

イベント開催終了後は競技結果（書式自由）をJAFへ提出してください。

参加者データの分析を目的として、来場者へのアンケートを実施された場合は、可能な範囲でその結果をJAFへご提出ください。

6 開催における遵守事項

- 1) JAF認定Eモータースポーツイベントの開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのIPホルダーへの許諾を得ている必要があります。
- 2) イベントの開催に係り、取得した個人情報は外部流出や不正利用につながらないように厳重に管理してください。

7 参加者の対象年齢について

使用するソフトウェアの対象年齢および推奨年齢に沿った、参加資格設定ならびにイベントフォーマット設定をしてください。

8 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、年度途中であっても見直す場合があります。

9 その他

本ガイドラインに記載のない事項等についてはJAFへご確認ください。

10 ガイドラインの施行

本ガイドラインは2025年4月14日から適用いたします。

以上